

# 学校における働き方改革基本方針 (吉川市版)

令和8年4月

吉川市教育委員会

## 目次

<b>1 学校における働き方改革基本方針の基本的な考え方</b>	
(1) 目的	2
(2) 本市の目指す教職員の働き方	2
(3) 現状と課題	3
(4) 目標	4
(5) 目標達成に向けた四つの視点と指標	6
(6) フォローアップ	7
(7) 今後の進め方	8
<b>2 吉川市立小・中学校における目標達成に向けた具体的な取組</b>	
(1) 教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現	9
①教育条件整備	
②校務DX・TXの推進	
③外部人材の活用/教職員のスキルアップ	
④国や関係団体等への働き掛け等	
(2) 教職員の「ワーク・ライフ・バランス」の確立	11
①働きやすい職場環境の整備	
②教員としての充実感の向上	
③柔軟な働き方の推進	
④ストレスチェック等の活用推進	
(3) 教職員の健康を意識した働き方の推進	12
①労働安全衛生法に基づく職場改善	
②健康管理の推進	
③働き方改革に関する理解促進	
④地域の協力・連携	

## 学校における働き方改革基本方針の基本的な考え方

### 1 目的

働き方改革の推進によって、子どもたちへのよりよい教育を実現する

本方針は、埼玉県教育委員会「学校における働き方改革基本方針」及び「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条」に基づき策定するものであり、教育職員の業務の適正管理及び健康確保を図ることで、自分自身の能力を発揮し、授業づくりなど学校教育の質を高め、子どもたちの学びをより充実させることを目的とし、吉川市教育行政重点施策に掲げた目標を達成するための取組の一環として位置づけるものです。

時間外在校等時間の状況については、これまでも「学校における働き方改革基本方針」に基づく各取組を通じて、教職員の負担軽減、ワーク・ライフ・バランスの改善、子どもたちと向き合う時間の確保などに一定の成果を上げてきましたが、いまだ目標達成には至っていないことから、今回の改定では、働き方改革の目的が「子どもたちのための働き方改革」であることを明確にするため、「働き方改革の推進によって、子どもたちへのよりよい教育を実現する」という目的を掲げるとともに、「時間外在校等時間」に加えて「ウェルビーイング」についての目標を新たに設定しました。

今後は、教員のほか事務職員等も含めた全ての教職員を対象として、本計画に基づき、県、市町村、学校、さらには保護者や地域が一体となって働き方改革を推進することで、教職員にとって働きやすく、働きがいのある職場環境を確立し、「日本一働きやすい」、「埼玉の先生になりたい」と言われる埼玉県を目指しながら、実効ある多忙化解消・負担軽減を確実に進め、子どもたちへのよりよい教育の実現と学校教育の質の維持向上を図ってまいります。

### 2 本市の目指す教職員の働き方

「学んで 通わせて 在って 勤務して よし」

本項目は、前基本方針から追加されたものものであり、本市が目指す「子どもたちが学んでよかった。保護者が通わせてよかった。地域に在ってよかった。教職員が勤務してよかったと思える吉川市」に合わせ、教職員の多忙化解消・負担軽減を進め、学校教育の質の維持向上を図るものです。

これは、「本基本方針」の取組である「効果的・効率的な業務」、「多様なワークライフスタイル」、「未来の自分への投資時間の確保」を着実に進めるためにも重要であると考えているため、継続して項目を保持していきます。

### 3 現状と課題

○令和6年度3月に実施した勤務状況調査より、在校時間の状況

(1) 勤務時間を除いた1か月の在校時間が45時間を超える教諭の割合(土日を除く)

[小学校] 20.9% [中学校] 19.5%

(2) 勤務時間を除いた1か月の在校時間が80時間を超える教諭の割合(土日を除く)

[小学校] 0% [中学校] 0.8%

「勤務状況調査」では、勤務時間を除いた1か月の在校時間が45時間を超える教諭の割合や、80時間を超える教諭の割合大幅に減少していることが分かりました。

また、勤務時間外の業務としては、小学校、中学校ともに「授業準備」に時間をかけていること、中学校では部活動の割合が高いことが調査により明らかになりました。

今後の課題としては、①時間外在校等時間が長い「教頭等」を支援をしていくこと。②「その他事務」等の業務量の削減及び業務の効率化により従事時間を縮減する必要があること。③「教諭等」が勤務時間内で授業準備を終えられるよう改善を図る必要があること。が挙げられます。そのため、外部人材やデジタルツールの活用等を加速させる必要性やウェルビーイングの視点も重要視し、「働きやすい」「働きがいがある」職場環境の確立していく必要があります。

○こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものです。

## 4 目 標

### 【時間外在校等時間】

- ・月45時間以内、年360時間以内の教員数の割合を令和9年度末までに100%にする。

### 【ウェルビーイング】

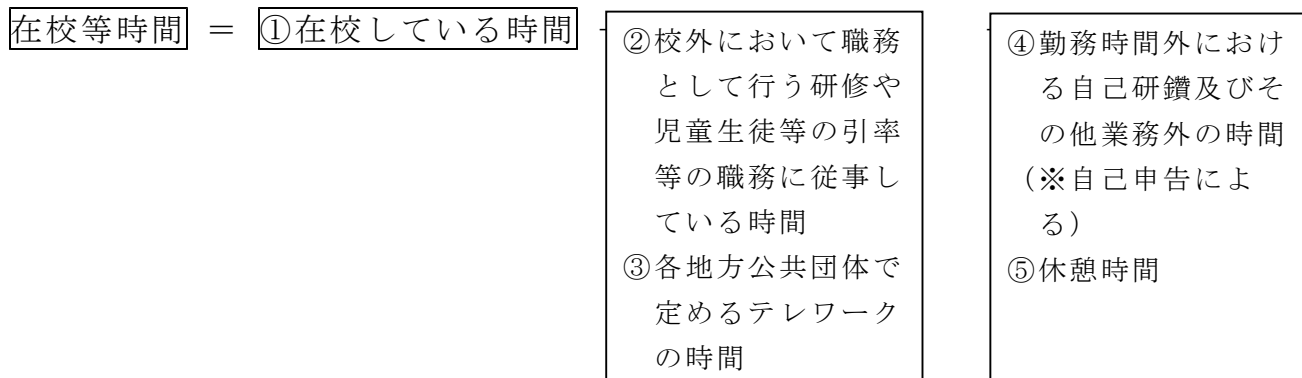
- ・「働きやすい」「働きがいがある」職場環境の確立。

### 【ワークライフバランス】

- ・計画的年次有給休暇の取得を推進する。
- ・教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

「子どもたちへのよりよい教育の実現」につなげるためには、教員が心身ともに健康であることが必要であり、前基本方針の目標を達成していない状況であることから、時間外在校等時間に係る目標は継続します。また、「本県の目指す教職員の働き方」の実現に向けて、時間だけでは推し量れない教職員としての『働きやすい』『働きがいがある』職場環境の確立を新たな目標として設定しました。時間外在校等時間の縮減に向けて実効性ある取組を推進しつつ、教育の質の維持向上を図ることに加え、教員のウェルビーイングを高めながら、子どもたちへのよりよい教育を実現できるよう、働き方改革を推進していきます。

<在校等時間>



<時間外在校等時間>

$$\text{時間外在校等時間} = \text{在校等時間} - \text{所定の勤務時間}$$

- ① …学校に出勤で到着した時間から、帰宅のために学校を出る時間までの時間
- ② …職務として行う研修とは、初任者研修や中堅教諭等資質向上研修といった法定研修のほか、県教育委員会主催の研修等、職務命令により参加する各種の研修が含まれる。ただし、職務専念義務を免除されて行う研修（いわゆる「職専免研修」）は、ここでいう「職務として行う研修」には含まれない。職務として行う児童生徒等の引率等とは、校外学習や修学旅行の引率業務、

勤務時間内の部活動の競技大会・コンクール等への引率業務のほか、所定の勤務時間外の部活動の練習試合等への引率業務等が含まれる。このほか、児童生徒等の家庭訪問、警察や児童相談所等の関係機関との打合せ等が挙げられる。

- ③ … 自己研鑽の時間とは、上司からの指示や児童生徒・保護者等からの直接的な要請等によるものではなく、日々の業務とは直接的に関連しない、業務外と整理すべきと考えられる自己研鑽の時間を指している。その他業務外の時間とは、所定の勤務時間の前後における時間のうち、業務とはみなされない活動を行った時間のことを指している。

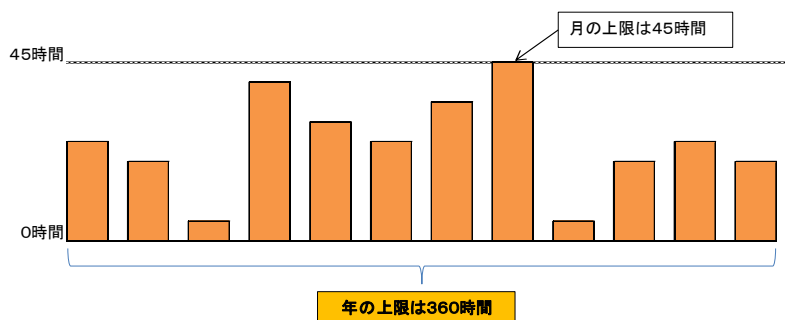
(参考) 行政職員等は「36 協定」における時間外労働の規制が適用される。

(その他)

※自宅等に持ち帰って業務を行った時間については、在校等時間には含まれない。

※週休日や休日等の業務も、校務として行っている勤務時間については在校等時間に含まれる。

時間外在校等時間 月 4 5 時間以内、年 3 6 0 時間以内の教員数の割合を令和 9 年度末までに 1 0 0 % とする。



なお、行政職員等（事務職員等、技術職員、技能職員及び学校栄養職員）については、いわゆる「36 協定」を締結する中で「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」に定める時間外労働の規制及び「勤務時間条例」、「勤務時間規則」等の上限規制が適用される。

この目標達成に向け、総合的な取組を行うことにより、多忙化解消・負担軽減を確実に進め、全ての小中学校における在校等時間の長時間化の改善を図ることとする。

## 5 目標達成に向けた四つの視点と指標

- (1) 教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現
- (2) 教職員の「ワーク・ライフ・バランス」の確立
- (3) 教職員の健康を意識した働き方の推進
- (4) 保護者や地域の理解と連携の促進

四つの視点	定量指標	定性指標
(1)教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現	取組ごとの達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「役割認識」の実感</li> <li>・「オーバーワークではないこと」の実感</li> <li>・「チームワーク」の実感</li> </ul>
(2)教職員の「ワーク・ライフ・バランス」の確立	取組ごとの達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「自己成長（新たな学び）」の実感</li> <li>・「リフレッシュ」の実感</li> <li>・「他者承認」の実感</li> </ul>
(3)教職員の健康を意識した働き方の推進	取組ごとの達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「自己裁量」の実感</li> <li>・「良好な職場環境等」の実感</li> <li>・「孤独ではないこと」の実感</li> </ul>
(4)保護者や地域の理解と連携の促進	取組ごとの達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「保護者・地域からの理解」の実感</li> <li>・「保護者・地域との協力体制」の実感</li> </ul>

教諭等の業務内容は学習指導、生徒指導、進路指導、学級経営、学校運営業務等、多岐にわたる。これらの中には、業務範囲が曖昧なものや、教職員が担う必要のない業務も含まれています。

目標を達成するためには、文部科学省が示した「学校・教師が担う業務に係る3分類」を踏まえ、必ずしも教職員が担う必要のない業務は外部人材を活用することで教職員の業務から切り離す、効果的に業務を遂行するためにICTを活用するなど、DXやTXの考え方を取り入れ、実践することが不可欠と言えます。また、「職場の心理的安全性」、「良好な労働環境」、「保護者や地域との信頼関係」、「子供の成長実感」を観点とした「教師のウェルビーイング」の考え方を取り入れ、上記の四つの視点を「取組の柱」としています。

さらに、取組の成果を判断する際の基準として、四つの視点それぞれに「定量指標」と「定性指標」を新たに設けることとしました。

四つの視点に設定した取組のうち、客観的な評価が可能な取組や時間外在校等時間の縮減に効果が期待できる取組は、定量指標で評価し、PDCAサイクルにより評価検証を図ります。

定性指標については、教職員を対象としたアンケートを実施し、状況を把握することで、働きやすい、働きがいがある職場環境の確立を目指します。

## 6 フォローアップ

- (1) 「勤務管理システム」等による客観的な在校等時間の把握
- (2) 学校関係者及び保護者等で構成する「多忙化解消・負担軽減検討委員会」等からの意見聴取

働き方改革の取組を着実に実施していくため、健康管理の観点から客観的な在校等時間を把握するとともに、学校職員や保護者等からの意見聴取により把握した現状について、基本方針の目標、取組と関連させた評価・改善を行います。この一連の流れにより、働き方改革の進捗をフォローアップし、時間外在校等時間の改善を図ります。フォローアップの具体的な方法について、(1)として「勤務管理システム」等で在校等時間を把握し、教職員の健康管理等に活用する。また、学校の実情を把握するために、(2)の「多忙化解消・負担軽減検討委員会」等から意見聴取を行います。

上記(1)(2)及びその他の取組から把握した情報を踏まえて、(3)の「フォローアップ委員会」において、基本方針の各取組を評価・検証し、その内容・実施方法等を必要に応じて修正することでより効果のある取組に改めていきます。

また、国の動向を踏まえ、新たな取組等が必要となる場合は、基本方針を基本としつつ、動向を踏まえた取組内容となるよう、教育局職員で構成された「フォローアップ委員会」で検討を行います。

## 7 今後の進め方

市内小・中学校においては、この「基本方針」に基づき、取組を進めていきます。

学校の教育活動は、教職員の協働性によって成り立っているため、学校が組織体としての機能を十分に発揮し、教育力を高めるためには、チームとして力を発揮することが求められます。このチームワークづくりは、教職員相互のより良いコミュニケーションの上に、信頼関係や協力関係を創り出す努力によって成り立つものであり、個々の教職員は、児童生徒の状況を共有し、保護者とも連携して日々の職務をチームとして行っています。そのため、例えば、諸会議や行事の運営は、チームワークづくりに必要な教職員相互のより良いコミュニケーションを創り出す機能も有していることから、チームワークづくりを進めるためには大切であり、学校の特性を踏まえ働き方改革を推進する上で単に削減のみに取り組むのではないことにも留意します。

また、「学校における働き方改革」が推進されることにより、教職員の勤務環境の改善が進むことからその推進にあたっては、労働基準法をはじめとする関係法令の趣旨に基づいて教育委員会・校長とも、教職員に対して丁寧な対応が重要なものとなります。保護者や地域へ教職員の勤務時間についての理解を進めていくことも、併せて取組の推進には重要です。

吉川市立小・中学校における目標達成に向けた  
四つの視点と具体的取組（詳細）

**1 教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現**

**○教育条件整備**

- 【市】市費雇用の少人数指導員及び特別支援学級支援員の配置が継続できるようにします。
- 【市】勤務時間開始前及び終了後に恒常的に行う教育活動がある場合には改めて検証し、その結果に応じて勤務時間を意識した勤務環境の改善に取り組むよう校長への指導・助言を行います。
- 【学校】新たな施策、調査等を実施する場合は、スクラップアンドビルドを原則とします。
- 【学校】各学校で状況を踏まえた「ノー部活デー」を設定し、教員の負担軽減を図ります。
- 【市】ICT支援員等の外部人材を活用し、学校の実情に合わせた相談・支援を行います。
- 【市】市教育委員会の学校訪問において、資料等の簡略化、学校の業務状況へ配慮をするよう働き掛けます。
- 【市】公営民営プール活用を進めることにより、学校プールの管理業務の負担を軽減する。
- 【市】印刷に制限がないコピー機（カラーを含む）を導入し、業務の効率化を図る。
- 【学校】各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- 【学校】当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

**○校務DX・TXの推進**

- 【学校】ペーパーレス化を進めることで、これまでの文書処理やデータ処理の在り方の変革により、負担軽減を図ります。
- 【市】AI採点システムの導入を進め、定期考査等の採点の効率化による負担軽減を図ります。
- 【市】紙で保管している公簿等について、電子化できる範囲を検討し、学校の負担軽減を図ります。

- 【市】校務支援システムの様式変更等に伴うシステム改修等に適切に対応し学校の校務が滞りなく遂行されるよう支援します。また、システムの運用に際して学校の負担が生じないように、各学校の実情に応じて支援します。
- 【市・学校】県ホームページにおいて、学習指導案や教材等の実践事例を共有し、授業準備等に掛ける時間を削減し、負担軽減を図ります。優れた授業実践や指導案等の収集、整理を行い、総合教育センターのホームページ等に掲載することで、教員の教材研究や授業準備を支援します。
- 【市・学校】年次研修等におけるレポートの電子化を行います。
- 【市】校務用端末・授業用端末を統合し、利便性の向上を図ります。
- 【市】研究団体主催の会議等においては、効率化・オンライン化など、実施方法の工夫・改善を行います。
- 【市】成績処理や指導要録等の事務処理に係る負担軽減のための ICT の活用を推進します。安全性を担保した上で、「統合型校務支援システム」に関してさらなる研究開発を行います。
- 【市】統合型校務支援システムとファイルサーバーの活用により、学習指導案や教材等を関係者で共有し、教員の教材づくり等の授業準備にかかる時間を削減し、事務の効率化を図ります。
- 【市】多様な勤務形態に対応することができるように、テレワークのシステムを活用し子育て世代、介護世代の仕事の効率化を図ります。
- 【市】教材の ICT 化、共有化を図るため、テレワークを活用したシステムを推進します。

### **○外部人材の活用／教職員のスキルアップ支援**

- 【市】多様な児童生徒や保護者の悩みへの対応のため、全小学校にあおぞら相談員、全中学校にさわやか相談員、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置と運用の工夫に努めます。
- 【市】スクール・サポート・スタッフの全校配置（市内全小中学校に週 5 日配置）等教職員を支援する人材を引き続き配置し、運用の工夫に努めます。
- 【市】家庭との対応や子供を取り巻く問題に関して、スクールロイヤーによる個別相談を実施し、教職員を支援するよう努めます。
- 【市】ICTを活用した実践事例を収集し、各学校に周知します。
- 【市】「埼玉県立学校版 教師の ICT 活用指導力向上のためのループリック」の活用推進を図るとともに、各学校において ICT 活用の推進力となる中核的人材を育成します。
- 【市】学校における ICT 活用を円滑に進めるため、ICT 支援員の配置に努めます。

## ○国や関係団体等への働き掛け等

- 【市】教職員定数の改善等について、あらゆる機会を捉えて県に要望します。
- 【市】未配置・未補充解消のため、組織横断的に取り組みます。特に、産前産後休暇、育児休業等を取得する教職員の状況について早期に把握し、年度途中で妊娠・出産が分かった場合でも未補充が生じないよう、正規の教職員も含めた適切な後補充の配置について努力します。
- 【市】小学校教科担任制推進のための教員について配置できるよう県に要望します。
- 【市・学校】各学校で行われている業前活動（部活動の朝練習を含む。）について始業前には原則行わないなど見直すとともに、既に見直している場合は継続するように働き掛けます。
- 【市】各学校の管理職に対し「埼玉県業務改善スタンダード活用事例集」を広く周知し、学校の実情に応じて活用するよう働き掛けます。
- 【市・学校】教師が教師でなければできないことに集中できるよう「学校・教師が担う業務に係る3分類に基づく14の取組」の再周知と徹底を図ります。
- 【市】吉川市教育委員会が独自に行っている年次研修に関して、県主催の各研修と内容の重複がないよう、精査します。
- 【市】県教育委員会と連携し、障害者が働きやすい職場をつくるため、支援員の配置に努めるとともに、財政措置等について県に働き掛けます。

## 2 教職員の「ワーク・ライフ・バランス」の確立

### ○働きやすい職場環境の整備

- 【学校】各学校の状況を踏まえて退校時間を設定し、退校時間に対する意識を高めることにより教職員の健康管理を図ります。
- 【市】週休日の振替の原則は1日単位であることを周知し、原則4週につき8日の週休日を設けることを校長会議のほか、学校訪問等の機会においても指導を徹底します。引き続き、週休日の振替や休暇等の取得しやすい職場環境の整備を推進します。

### ○教員としての充実感の向上

- 【市・学校】児童生徒と向き合う時間を確保し、教職員のウェルビーイングを高めることは、よりよい教育の実現に不可欠であるため、業務の効率化を推進します。
- 【市・学校】職場の心理的安全性の確保、働きやすい職場環境の確立、教

職員の働きがいが高められるよう、管理職のマネジメント力向上を図ります。

- 【市】心理的安全性を高め、組織力を高められるよう管理職に対して会議や研修等の機会を通じて職場環境の改善に向けた取組を共有します。
- 【市】時間外在校等時間が多い、教頭、主幹教諭等の業務改善について、好事例を収集し、周知するとともに、各学校の実情に応じて活用するよう働き掛けます。

#### **○柔軟な働き方の推進**

- 【学校】出産・育児に関する休暇・休業制度や児童手当、育児休業手当金などの給付制度の周知を行うなど、男性職員の育児休業の取得促進を図ります。
- 【市・学校】フレックスタイム制及び自宅勤務について、学校の特性を踏まえた留意事項や工夫事例を整理し、活用を促進します。
- 【市・学校】学校に勤務間インターバルを適用する際の課題を整理し、推進します。

#### **○ストレスチェック等の活用推進**

- 【市・学校】ストレスチェックの集団分析結果を活用します。
- 【市】働きやすい環境を作るために、勤務時間の長い職員に対する個別面談など、教職員に対して適正な支援ができるよう、管理職向けの研修等の充実を図ります。

### **3 教職員の健康を意識した働き方の推進**

#### **○労働安全衛生法に基づく職場改善**

- 【学校】各学校の衛生委員会について、労働安全衛生法に基づく委員選出や会議の開催・運営等を徹底します。

#### **○「勤務管理システム」に基づく学校支援**

- 【市】全ての管理職が働き方改革を高い意識で取り組めるよう、管理職を対象に適宜指導していきます。また、管理職に対しては、労働基準法や地方公務員法などの関係法令に基づき、適切な運用をする責務があることについても、機会を捉えて指導します。
- 【市・学校】長時間勤務や高ストレスの教職員に対して、健康管理医による面接指導を勧奨するとともに、その結果に基づく適切な措置を講じます。
- 【市・学校】働き方改革推進研修を実施します。

## ○健康管理の推進

- 【市・学校】業務の見直し、休暇取得の奨励、睡眠に関する研修など、多角的な取組を進め、必要な睡眠時間の確保等による教職員の健康づくりを推進します。
- 【市】先行事例の紹介や業務改善会議の導入への働き掛けを行い、小・中学校等へ業務改善会議を普及します。
- 【市・学校】休暇制度等について、職員に周知していきます。
- 【市・学校】業務改善を各校で進める教職員を育成します。

## ○働き方改革に関する理解促進

- 【市・学校】吉川市教育委員会及び各学校において、教職員の在校等時間の客観的な把握を徹底するとともに、働き方改革の取組の状況及び目標達成の状況の公表を働き掛け、「見える化」を推進します。
- 【市】休暇取得を促進するために、「学校閉庁日」を8日以上設定します。その際は、緊急連絡先等の周知など、緊急対応に配慮するよう働き掛けます。
- 【学校】各学校の状況を踏まえて退校時間を設定し、保護者・地域に周知します。
- 【学校】教員の負担軽減を図るため、各学校で状況を踏まえて「ノ一部活デー」を設定し、保護者・地域に周知します。
- 【市・学校】ホームページや県教育委員会メッセージを掲載したリーフレットを活用し、「学校における働き方改革基本方針」の取組について、市民、保護者等の理解促進を図ります。

## ○地域の協力・連携

- 【市・学校】学校運営協議会において「学校における働き方改革」について共通理解を図り、家庭・地域と学校が協力して働き方改革について取り組むよう働き掛けます。
- 【市】勤務時間外の電話対応に係る教職員の負担軽減に向け留守番電話の設置・活用や、学校・保護者間の連絡手段のデジタル化（Home & School）の体制整備について働き掛けます。
- 【市・学校】既存の組織等を活用した地域ボランティアの支援により教職員の負担を軽減します。
- 【市・学校】学んだことを実社会で生かすことを目的に、地域や社会の人的・物的資源を活用した実社会からの学びを充実します。
- 【市・学校】保護者、地域住民と連携し、児童生徒の学校への登下校時の見守り活動を推進します。